

1. 議事日程

〔平成24年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成24年 6月13日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 同意第3号 安芸高田市監査委員の選任の同意について
日程第5 同意第4号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
日程第6 議案第50号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第7 議案第51号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第52号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第53号 財産の取得について
日程第10 議案第54号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第55号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第56号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第57号 工事請負契約の締結について【甲田中学校校舎耐震改修工事】

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番 大下正幸 6番 水戸眞悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	山中章
事務局次長	山中章
係長	森岡雅昭
専門員	藤堂洋介



午前10時00分 開会

- 藤井議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について5件の報告がありました。
第4点、市長より平成23年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。
第5点、市長より平成23年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰り越しについて報告がありました。
第6点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況の説明書について3件の報告がありました。
第7点、監査委員より平成24年度財政援助団体等監査報告書についての報告がありました。
第8点、監査委員より平成24年3月分及び4月分の例月出納検査の報告がありました。以上、それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、5番 大下正幸君、及び6番 水戸眞悟君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告します。

平成24年第2回定例会の運営につきまして、去る5月18日及び6月6日に議会運営委員会を開き次のとおり決定しましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおりに本日から6月29日までの17日間といたしました。議事の都合により6月16日から18日、22日から25日、27日、28日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意2件、議案8件の計11件でございます。議案審議につきましてでございますが、お手元の付託表のとおりに、議案第51号につきましては文教厚生常任委員会へ、議案第53号から議案第55号までの3件を産業建設常任委員会へ、それぞれ提案理由の説明後、質疑を受け付託することといたしました。諮問1件、同意2件を含むその他の案件につきましては、委員会付託を省略することにいたしました。なお、6月6日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望につきましては、お手元に配布した一覧表のとおりに、各常任委員会へ送付して審査することにしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、15人から通告がありましたので3日間の日程とし、通告順に14日が6人、15日が6人、19日が3人といたしました。以上で報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおりに、会期は本日から6月29日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 日程第3、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日平成24年第2回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん御多忙の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

6月も半ばを迎えて梅雨の時期となり、長雨や集中豪雨による土砂崩れや洪水等の災害発生が心配をされる季節になりました。これからの季節、いつ何時何が起こるかもしれない災害に備えて、市民の皆様が安心して生活できる環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に対し本日、諮問1件、同意2件、議案8件を提出させていただきました。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦

するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

柳川淑子委員は、平成18年より2期6年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところであります。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし、推薦するものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって、質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第3号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○藤井議長 日程第4、同意第3号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第3号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市監査委員2名のうち、識見を有する方として選任しております、木原張登さんの任期が、本年6月14日をもって満了となるため、引き続き監査委員に就任していただくため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

木原さんは、向原町にお住まいでございまして、財務省中国財務局勤務を経て行政書士として御活躍で、地方公共団体の財務管理は元より経営管理にもすぐれた識見を持っておられ、この間、監査事務を通して適正な御助言並びに御指導をいただいております。まさに本市監査委員として適任であると確信をしており、再び就任いただきたいと思います。よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第3号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時12分 休憩

午前 10時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第4号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○藤井議長 日程第5、同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、本年6月14日をもって任期満了となられます澤崎卓兒委員の後任として、下津江眞由美さんを選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

下津江さんは、吉田町にお住まいでございまして、長く広島北部農業協同組合にお勤めで、人事管理や法規にも精通しておられ、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解のある方と認識をしております。まさに本市公平委員会委員として適任であると確信をしております。どうか、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定いたします。

これより同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第50号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○藤井議長 日程第6、議案第50号「住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「住民基本台帳法の一部を改正する法律及び、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部が改正をされ、「外国人登録制度」が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となること等に伴い、関係する条例の必要な改正を行うものであります。どうか、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。議案書をお開きください。

1ページ中段からの第1条は、安芸高田市事務分掌条例の一部改正です。

2ページをお開きください。外国人登録法の廃止に伴い、市民部の事務分掌から外国人登録の字句を削除いたしております。

2ページ下段からの第2条は、安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正です。

3ページ、4ページ、5ページにおいて、同じく外国人登録法の廃止に伴い、印鑑の登録及び証明に関する事項について字句の整理を行っております。

5ページをお願いいたします。5ページ下段からの第3条は、安芸高田市手数料条例の一部改正です。

6ページをお開きください。別表において手数料を定めておりますが、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録に関する手数料の欄を削除いたしております。

9ページをお開きください。中段からの第4条は、安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部改正です。別表において使用料を定めており、備考において市民以外の使用料の割り増しを定めていますが、外国人登録の字句を削除いたしております。

10ページをお開きください。上段の第5条からは、安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部改正です。定義の中で、外国人登録に関する字句を削除するものでございます。

11ページをお開きください。附則でございますが、法律の改正において、施行日は附則で定められた日または政令で定める日とありますが、いずれも平成24年7月9日でありますので、同日といたしております。以上で要点説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点、お聞きします。この住民基本台帳の一部の改正によって安芸高田市の事務量というのは、どのぐらい行われますか。1点お聞きします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 ただいまの金行議員さんの御質問に対してお答えをいたします。

現在、市内に在住しておられます外国人の方、4月1日現在で590名登録ということになっております。現在、外国人の方に対しましては、外国人登録証明書というものが発行されております。これによりまして一定の在留資格というものがございまして、それらを決められた期間の中で更新を随時していただくというような形になってやっております。

具体的には、事務におきましてはそういう方々の証明書というものが、今度は在留カードというような形の中で顔写真つきのカードにかえようということでございます。しかしながら、現在、スタートが7月9日からということでございますが、それぞれの調整期間が5年等若干の期間を設けておりますので、その間のうちに随時かえていくということになっております。そういう中で6月末におきまして、そういった外国人の在住者の方に対しまして、この制度の説明あるいはカードの更新等のお願いをする説明会の開催を予定いたしております。そういう中で順次、事務につきましては、進めてまいる予定でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 今、市民部長からもお話があったんですが、該当される外国の皆さんに周知をするということで説明会をするというふうにおっしゃいました

けども、多文化共生の関係の取り組みをされておりますよね。そこらで参画化後のパンフレットをつくっておられますし、そういったことも含めて周知のPRの仕方というのはどのように考えておられるか、質問させていただきます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 現在、総合窓口課のほうで事務を進めておりますが、現在市内在住の方に対しては全員の方へ、ただいまありましたように翻訳員さんがおられますので、中国語あるいはポルトガル語、英語等の併記をいたしましてそれぞれの文書をもって御案内をしているところでございます。

また、現在情報メディアといたしましては、ツイッター等のメディアも通じてそういった情報もそれぞれ流しているところでございます。そういう中で翻訳員さん等の協力を得ながら説明会等での事務を進める予定でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第51号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第7、議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第51号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険事業の運営につきましては、今日まで急激な税負担の増加を避けるため財源の調整を行い、加入者負担の軽減に努めてまいったところでございます。国民健康保険の財政状況は、医療費の増加等により、年々悪化しており、財政の健全化に向けた取り組みは先送りできない状況でございます。本年度の国民健康保険の運営について、昨年度の実績を加味して試算をいたしましたところ、現在の税率では財源調整を行っても医療給付費分・介護納付金分において、歳入不足を生じる見込みとなりました。今日の経済状況を考えますと、加入者負担を求めることにちゅうちょするところでございますが、安定した国民健康保険の財政運営を行うためにも、やむをえなく税率の引き上げをお願いするものであります。

なお、本件につきましては、国保運営協議会に諮問いたしまして、6月1日に諮問を適当とする旨の答申をいただいたところでございます。今回、改正案の提出をさせていただくものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 今回の国保運営の状況では、やむなるかなという思いはあるわけですが、やはりここは中身を見ますとかなり大きなアップにつながっておりますので、改めてちょっと確認をしたいと思っております。

これまで国保運営に対してのやはり中長期的な今後の対応策、これは必要ではなかろうかというふうに思うわけでございます。具体的には、市独自の健康推進施策あるいはそういった政策も含めた上での方向性について今度どういうふうにお考えか。

それから2点目に、今国会で審議もされておりますが、15年度から地方自治体、すなわち都道府県単位でこの国保運営がなされるのではないかというふうにかわってきております。それに向けての当市の考え方。それから冒頭市長の説明では財政調整基金の削減により上げざるを得ないということでございますが、財政調整基金のやっぱり適正值なことも必要ではなかろうかというふうに思うわけです。そこら辺については、どういうふうにお考えなのか。それから常々市長は、市民総ヘルパー構想の中で理念として医療及び介護、それから子育て、そういった三面から医療費の抑制に努めたいという方向でやられてるわけでございますが、その具現化に向けてやはり国保の体制も市民にやっぱりきっちり説明すべき方向性があるんだろうというふうに思うわけです。そこら辺についてのお考えと、それから現在行われております行政評価の面で見ますと、国保運営については仕事目標が市民にきっちり説明されていない。そして施策の方向として、その国保についてこのことをやはりきっちり施策としてこれから展開されることが必要なんではなかろうかというふうに思いますが、そこら辺についてのこれからのお考えも合わせてお聞きし

たいというふうに思うわけです。以上、総括質疑としていたしますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の中長期的な展望を踏まえた対応ということでございます。既に御説明等させていただきましたが、本年2月に本市の国民健康保険の財政安定化計画というものを策定をさせていただきました。この計画につきましては、本年度から向こう5年間、平成28年度までの中長期的な計画としております。これにつきましては、現在、国民健康保険特別会計のほう非常に財政状況も悪化をしておるという状況の中で、今後の財政の安定化に向けた計画ということでございます。基本的にはこれまでの国民健康保険の状況等を分析をする中で、これからの財政安定化に向けた施策を展開をしていくということでございます。具体的には、医療費適正化の推進ということでレセプト点検であったり、第三者の行為の求償事務を的確にしていくと。それと医療費の通知充実強化、さらには後発医薬品の使用の促進。そして今後の目標といたしましては、後発医薬品につきましては、今度数量ベースで大体30%程度のシェアにして参りたいというふうに考えております。それと当然のことながら、被保険者に対する健康づくりの啓発の充実・強化をしてみたいと思っております。それと特定健康診査あるいはがん検診等のそういった検診等につきましても、とりわけ生活習慣病が医療費の分野で非常に大きいのしかかっておるという状況でございますので、この生活習慣病については徹底した取り組みをしてみたいと思っております。

そういった状況の中で、今後私どもも国民健康保険の所管部局といたしましては、こういった目標を持って対応をしてみたいというふうに思っております。

それと国民健康保険の広域化につきましては、現在国のほうもそういった都道府県単位の広域化に向けて検討をしておりますが、広島県におきましても今年度そういった広域化に向けた検討会議を組織いたしまして具体的な検討に入っているということでございます。

それと3点目の基金の関係でございますが、本年度の状況につきましては、23年度末では期末残高といたしまして約1億5,000万円ということでございます。合併時に約9億2,000万円ということでございますので、その間この基金を運用しながら保険料の据え置き等も含めながらやってまいったわけでございますが、現在におきましてはそういった基金のほうも少なくなったということでございます。基本的には医療費に対する大体3カ月程度分の基金の保有というのが適正ではございますが、税の調整については、これは今後枯渇した状況の中では非常に税率の調整というのは難しゅうございますので、ここからは計画的に今後その具体策を検討をしてみたいというふうに考えております。

それと市民総ヘルパー構想につきましては、この財政安定化計画の中にもうたっております。いわゆる自助努力というものも非常に大切でございまして、特にみずから健康づくりに努めてまいると、そういった中で医療費の抑制も展開していくということでございますので、そこらのところも市民の健康に対する自助努力、そういったものも今後市民のほうに周知啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

それと5点目の行政評価の関係でございますが、仕事目標が市民に十分説明をされてないということでございます。国民健康保険事業につきましては、目標というよりも一定の保険事業でございますので、そこらの目標をどのように設定していくかということは非常に難しくございますが、先ほど言いましたように医療費の抑制を図っていくという中でそこらの目標設定もさせていただきながら、今度施策の展開をしてまいりたいというふうに考えてます。よろしくお願ひします。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高昌三君。

○熊高議員

まず、諮問委員会を通過してきたということですから、諮問委員会のほうの主要な御意見というのがどういったものがあったか、お示しいたきたいと思ひます。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長

ただいまの御質問でございます。諮問委員会におきましては、それぞれのただいま保健部長が言いましたような対策等におきます市の考えかた、また今進めている医療に対します保健事業等の成果等もどうなるのかということで聞かれました。また、予算的な話で暫定予算をいま現在組んでおるわけでございますが、その取り扱いということではお答えをしたわけでございますが、議会等の議決を得ました後に9月定例会等での補正を実施し、また適正な市民の皆さんにお願ひをするというような形の中でお答えをしたところでございます。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。  
熊高昌三君。

○熊高議員

今朝の新聞にも出ておりましたので、非常に市民の方も注目度の高い案件ではないかなという思ひはします。諮問委員会の中でもかなり厳しい意見もあつたのではないかなという気はするんですが、その雰囲気というんですか、すんなりこれは認めざるを得んということで話がいったのかどうか。そういったところをお聞きしたかったんですが、その辺はいかがですか。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。各委員のほうには、いわゆる平成23年度の安芸高田市の国民健康保険の実績等もあらかじめ

御説明をさせていただきました。これは23年度に限らず、この間平成19年度以降の国民健康保険の財政状況の推移、あるいは医療費の推移等々を御説明を申し上げ、さらには現在安芸高田市の国民健康保険の財政調整基金の状況等も十分説明した上でこの税率案について諮問させていただきました。そういった中で大方の委員につきましては、この税率改定についてはやむを得ないだろうということの御理解をいただきました。1名の委員から発言がございまして、これはいわゆる平成23年度決算の見込み、これを見ますと約5億円余りの剰余金が出ていると。その剰余金をもってあてれば税率の引き上げは防ぐことができるんじゃないかろうかというような御質問でした。しかしながら、私どものほうは平成24年度の当初予算の編成におきましては、いわゆる24年度の医療費の推移等も踏まえた上で国民健康保険の税率等も改定をしていくという状況で思っております。いわゆる23年度の決算につきましては、24年度の当初予算においては計上いたしておりませんが、9月の補正予算で計上すると。しかしそういった23年度の決算剰余金については既に見越した上での24年度の改定ということでございますので、その点についても説明をさせていただいて御理解をいただいたということでございます。委員各位におかれましては、特にこの税率の改定についての異論についてはなかったように私は承知しております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

熊高昌三君。

○熊高議員 お金のベースでいえば、はっきりわかるわけではいたし方ないだろうというような御意見が主要ではないかなという気がします。これは本当に広い範囲の政策にかかわることですので、過去があって現在の状況があるということですから、先ほど部長が言われましたように、これから先も取り組みを28年度ですか、やるというようなことですが、やはり過去こういった状況というのはある程度推測はできたわけですよ。その上で取り組みをしてきたということですから、過去5年とか10年とかそういったさかのぼったときの目標というのは当然あるわけですよ。そういった流れの中でどういう取り組みをしてきたのかということが一番この議論のポイントになってくるんじゃないかなと。それをきちっと押さえない限り次の目標に対して取り組みをするということがやはり苦勞になってしまうというようなことがあるんじゃないかと思うんですね。そういった点を過去の目標、そういったものに対して現在の状況がどうであったのかというようなところはどういうふうに評価をされておりますか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この問題は過去の状況というよりか、旧市町からこういう問題については非常に日本国全体に医療費の抑制というのはなされないけんところが甘かったということがございます。日本国全体が今1兆5,000億円ぐら

いの金がふえとるわけです。それ旧高宮町でもそういうチェックを多分していなかったと思います。各市町も吉田町もそうです。だから今回安芸高田市になって、この施政方針の中でまずは皆さんの自助があると市民総ヘルパーと、これは県内画期的なこととございます。このことをやることによって医療の抑制を図っていくんだということで評価してもらいたいと思います。

それから、今先般職員に指示したのは高額医療が非常に多いと。うちは健康診断の受診率が県下1番なんですよ。1番だけど今度はレベルアップしようじゃないかということで高額医療、例えば、がんとか私もメタボですけど、こういうようなかかってからじゃなしにかかる前に抑制していこうということを今職員と意識統一して頑張っているところでございます。これは画期的なことなので、非常に職員の皆さんも議員の皆さんも職員をほめてやってほしいと思います。しっかりやっています。他の市町に比べても決して劣っておりませんので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
答弁もれがありましたか。一応3回の質疑。  
引き続いて答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 合併前含めても合併してからも具体的な取り組みはしてなかったということなんです。新たにこういうことをやっていくということなので御理解をしてもらいたいと思います。

いやいや、全くじゃなしにやってるんだけど成果があるようなことをしてないと。これは安芸高田市だけでなく全国的な話なので、全部が。国保のこのたびの値上げについてもそうです。全国的な風潮なんです。それで我々が言ってるのは、こういうことを市町の負担にやるのは、非常に国と県としても責任とってくれよということで広域化ということは今強く要望しているところでございます。独立採算といってもなかなか市町の中、特にこの安芸高田市の体質は高齢化が進んで医療費を使う方向にいつてます。そうかといって、負担をとめるということは非常に行政的に運営の一番難しいところなので、我々もその辺は慎重にかじ取りをしていきたいと思っています。そういう取り組みの中で自助とか、さっきの高額医療をなくすとかいう積極的な取り組みをこれから展開をしていこうということなので了解してもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時48分 休憩

午前 10時50分 再開

〇藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

3番 石飛慶久君。

〇石飛議員 国民健康保険税の一部を改正する条例ではありますが、先ほどから計画とか推移とかいう言葉が出ていますので、1つだけ御質問、質疑をしたいと思います。

国民健康保険税後期高齢者分が平成20年度から導入されて、20年度には保険料が19年度と比べてかなり下げられた時期があると思うんですね。このたび上がったと。ということは、後期高齢者の件も大きくかわったこのたびの推移であると思うんですが、これは条例の一部改正ですから、余りお聞きするのもおかしいとは思いますが、今後のこの国民健康保険税と後期高齢者の保険、これらの関係をどのように構築されて安定化されていくつもりかということをお聞きしたいと思います。

〇藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

〇武岡福祉保健部長 平成20年度におきまして御承知いただきますように、後期高齢者医療制度が創設をされました。それにつきましては、各医療保険者のほうから後期高齢者のほうに支援金としてそれぞれの医療保険者のほうが拠出をするということでございます。ですから、その拠出部分についてこの新たに後期高齢者医療分の税率を設定をしたということでございます。いわゆる後期高齢者につきましては、75歳以上ということでございますので、従来は国民健康保険のほうにありまして、また被用者保険につきましては、その被扶養者ということで加入をされておりましたが、この制度が創設されてからはその独自の制度ということで運営がなされております。御承知いただきますように、75歳以上ということでございますので、医療費のほうも非常に加齢とともにふえておるのが実態でございますし、また近年は特に高度医療が発達をいたしまして、それに伴う医療費のほうも膨らんでおるという状況でございます。いずれにいたしましても、後期高齢者も含めた保険事業等を充実をさせていただきまして、今後も医療費の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

〇藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

〇藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第8 議案第52号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

- 藤井議長 日程第8、議案第52号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第52号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の施行において、16歳未満の扶養控除の廃止、及び16歳～19歳未満に対する特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴い、当該控除の対象者を扶養している本人、及び扶養義務者の受給資格の判定に影響が出るため、国の通知に準拠し、法律改正の影響を遮断するための条例改正でございます。よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 武岡隆文君。
- 武岡福祉保健部長 それでは、議案第52号の要点の説明を申し上げます。平成22年度の税制改正によりまして年齢16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除及び16歳以上23歳未満までの特定扶養親族うち年齢16歳以上19歳未満までの者に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止をされたところでございます。この税制改正を現在実施しております安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給事業に適用いたしますと、受給資格の判定に影響を及ぼすため国の通知に準拠し税制改正の影響を遮断し、当面現行どおりの受給資格要件を持って実施しようとするものでございます。
議案の下段に掲載をしております新旧対照表をごらんください。第3条はひとり親家庭等医療費支給事業の需給資格の規定でございます。また次のページになりますが、第2項第2号においては非該当の要件として対象児童を現に扶養している本人または扶養義務者に前年分または前々年度分の所得税が課されている場合には受給資格者に該当しない旨を規定しております。今回の条例改正におきましては、この第2項第2号の文言の後段に先ほど申し上げました税制改正の影響を遮断するための規定を追加をいたすものでございます。具体的には廃止された年少扶養控除を扶養親族の人数に含めるとともに特定扶養控除におきましても廃止された加算部分については、これがあつたものとして計算をし受給資格の判定をいたすものでございます。
なお、附則といたしまして、この条例は本年8月1日から施行するものでございます。また、経過措置につきましては、改正後の条例第3条第2項第2号の規定は改正条例施行の日以後に受けた医療に適用し、それ以前に受けた医療につけた医療につきましては、従前の例によるところでございます。以上で要点の説明を終わります。
- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第52号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の
一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第53号 財産の取得について

○藤井議長 日程第9、議案第53号「財産の取得について」の件を議題といたしま  
す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第53号「財産の取得について」の提案理由の御説明を申し上げま  
す。

本案は、施策の展開により安芸高田市土地開発公社が所有する土地を  
取得し、安芸高田市が行う、子育て・婚活定住促進事業の住宅団地用地  
として取得するものであります。また、土地開発公社は所有土地の売却  
により、長期借入金の繰上償還を行い、金利負担を軽減するものです。  
よろしく御審議の上、適切なる審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付  
託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第54号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部
を改正する条例

○藤井議長 日程第10、議案第54号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例
の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第54号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第53号「財産の取得について」提案いたしました、安芸高田市土地開発公社所有の「上甲立団地」を普通財産として取得後、定住促進団地として分譲を図るものでございます。あわせて、高宮町にあります「えのき団地」につきましても、定住促進団地として分譲を図るため、「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例」第3条に規定をしております、別表の「定住団地の名称及び位置」へ加えるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
本案については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第55号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第11、議案第55号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、吉田町にございます市有常友住宅入居者の専用駐車場使用料について改正するものであります。常友住宅につきましては、昨年度、合併浄化槽を廃止し公共下水道へのつなぎ込みが完了し、現在、その浄化槽の跡地が更地となっております。その跡地の有効利用を図るため、団地敷地内駐車場として活用していきたいと考えております。そのため、条例の一部を改正し、「別表」に、駐車場使用料を加えるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第56号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第12、議案第56号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条

例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第56号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は「危険物の規制に関する政令」等の改正に伴い、所要の改正について議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について要点の御説明を申し上げます。

危険物の規制に関する政令等の一部が改正され、漂白剤、消臭剤等生活用品として使われている商品に含まれている物質が新たに危険物として追加され、一定の基準を満たす場合には経過措置が設けられました。一定数量未満の場合には、市町村の条例で規制されますので同様に経過措置を設けるための改正でございます。

附則第5条でございますが、危険物を取り扱う配管について第1号において取り扱う配管は十分な強度を有し、かつ漏れない構造であること。第2号において貯蔵し取り扱う危険物の数量が施行日における倍数を越えないこと。この両方に適合している場合は、施行日時点で基準に適合していなくても従前の基準でよいというものでございます。

附則第6条でございますが、危険物を収納する容器の基準については、平成25年6月30日までは適用しないというものでございます。

附則第7条でございますが、屋内、屋外並びに配管を除くタンクで貯蔵し取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準については貯蔵し取り扱う数量が施行日における倍数を越えない場合は、平成25年6月30日までは適用しないというものでございます。

最後の附則第8条でございますが、貯蔵し取り扱う者の届け出について、個人の住居で貯蔵し取り扱う場合を除き、平成24年12月31日までに届け出なければならないというものでございます。

国の示す例のと通りの改正を行うもので、施行日は危険物の規制に関する政令と同じ、平成24年7月1日でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 1点お伺いいたしますが、この改正によってこの指定数量以上の対象をそういう事業所なり業者が市内にあるのかどうか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
消防長 久保高憲君。
- 久保消防長 現在のところ、当管内においては存在するという把握しておりません。以上です。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
8番 山根温子さん。
- 山根議員 先ほど指定数量以上の保管をされているところについての質問がありました。当市内においては、現状のところないというところですが、改めて国が言ってきた新規対象の危険物というものがどのようなものなのかということをお聞きいたします。
それから先ほど6条についての説明がありましたけれども、規定について7条の月日を言われましたけれども、平成25年12月31日ということでしょうか。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
消防長 久保高憲君。
- 久保消防長 まず危険物の性状でございます。いわゆる危険物の政令の別表でいいますところの第1類酸化性固体という部類に属します。その物自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する個体ということで、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせるという特徴がございます。
次の6条の関係でございますが、御指摘のとおり平成25年12月31日の誤りでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第56号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第57号 工事請負契約の締結について【甲田中学校校舎耐震

### 改修工事】

○藤井議長 日程第13、議案第57号「工事請負契約の締結について【甲田中学校校舎耐震改修工事】」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第57号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲田中学校校舎耐震改修工事を、山陽工業株式会社と1億5,351万円で請負契約を締結することについて、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、議案第57号「工事請負契約の締結について」、要点の御説明をいたします。

議案書にございますように、契約工事名は甲田中学校校舎耐震改修工事でございます。契約の方法は事後審査型一般競争入札でございます。契約金額は1億5,351万円でございます。契約の相手方は、広島市中区十日市町1-1-9、山陽工業株式会社代表取締役俵透でございます。なお、工期は平成24年12月28日を予定をいたしております。

工事の概要でございますが、添付資料により説明をさせていただきたいと思っております。右下に図面番号がございますが、右下の図面番号建築の06をごらんください。

昭和47年に建築をいたしました鉄筋コンクリートづくり3階建て、一部2階建ての教室棟、管理棟、及び階段棟、延床面積4,046.7平米につきまして、耐震補強工事と改修工事を実施するものでございます。

教室棟の耐震工事につきましては、次のページの図面番号建築の20をごらんいただきたいと思います。上の立面図、教室図を南側、現地ではテニスコート側になりますが、その中央部に白抜きで示しております外部枠つき鉄骨ブレースで補強いたします。下の立面図でございますが、北側につきましては、同様に白抜きをしておりますように、4カ所にプレキャストの外フレーム、コンクリート耐震壁、はり等を設け耐震補強をするものでございます。鉄骨ブレース工法につきましては、吉田小学校、向原中学校で施工した工法でございます。

管理棟の耐震工事につきましては、次のページ、図面番号建築の22をごらんいただきたいと思います。下の立面図、管理棟北側の教室棟との交差部に白抜きで示しておりますプレキャスト外フレーム、コンクリート耐震壁、はり等を設け耐震補強を行うものでございます。この耐震工事によりまして、耐震に関する指標 I S 値は、0.75から1.15へとなり、震

度6強の地震に際しまして倒壊するおそれを低減させるものでございます。

また、耐震化にあわせまして老朽に対応する改修工事を同時施工いたします。床シート、天井、トイレ、電燈、受変電設備、屋外給排水、トイレの給排水、床等の改修を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
1番 熊高昌三君。
- 熊高議員 この入札については最近入札方法がかわったようですが、新旧どちらで行われたのか、まず確認をしたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 5月21日の開札でございますので、これは旧でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
1番 熊高昌三君。
- 熊高議員 最低制限価格は幾らであったのか。そして入札率は幾らだったのか、お知らせいただきたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 この開札につきましては、契約後は公表をしておりますけれども、最低限価格につきましては税抜きでございますが、落札率99.19%でございます。以上でございます。  
最低制限価格につきましては税抜きでございますが、1億2,534万8,000円でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
1番 熊高昌三君。
- 熊高議員 契約方法が事後審査型ということですが、もう少し詳しくこの事後審査型という方式について御説明いただきたいと思います。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。
- 河野建設部長 これは、事後審査型ということで応札をされた方の落札候補者に対して審査をするものでございまして、この入札の参加に必要な資格を公告しております。その公告に基づきまして、そのものを審査するというところでございます。  
公告をしております内容につきましては、この場合建築工事でございますので、建築工事式の資格の認定のある業種の方、それから入札参加資格の格付の公告のとおり、この場合はA、Bでございますが、その格付のある業者の方、それから年間平均工事完成高が予定価格以上の業者の方、それから建設業法に許可のある業者の方、それから営業所の所在地を資格としております、県内に主たる営業所を有するものという資

格の方、それから元請け施工実績が必要な額以上あるものというような、その他の配置技術者に要件は1人以上というような資格を有する者の審査をするということでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第57号「工事請負契約の締結について【甲田中学校校舎耐震改修工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。次回は明日午前10時から再開いたします。大変御苦勞さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員